

聖路加看護学会 会則

第一章 総則

第1条 本会は、聖路加看護学会（St. Luke's Society for Nursing Research）と称す。

第2条 本会の事務局を聖路加国際大学内に置く。

第3条 本会は、会員相互の学術的研鑽および交流をはかることで、看護実践の向上と看護学の発展を目的とする。

第4条 本会は第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学術大会の開催
- (2) 総会の開催
- (3) 学会誌の発行
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

第二章 会員

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、看護学の研究、看護実践、看護教育に携わる者で、理事会の承認を得た者とする。

2 退会を希望する会員は、理事会へ退会届を提出しなければならない。

3 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあった会員は、評議員会の議を経て理事長が除名することができる。

4 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員
- (2) 名誉会員

第6条 本会に入会を認められた者は、所定の入会金および年会費を納入しなければならない。既納入会金および年会費は返還されない。

2 本会の名誉会員は、本学会の発展に多大なる貢献をした者とする。理事会が推薦し、総会で承認を得る。

第7条 会員は、次の理由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 会費の滞納（3年間）
- (3) 死亡または失踪宣告
- (4) 除名

第三章 役員・評議員および学術大会会長

第8条 本会に次の役員をおき、その任期は、3年とし再任を妨げない。但し、引き続き6年を越えて在任することはできない。

- (1) 理事長 1名
- (2) 理事 6名
- (3) 監事 2名
- (4) その他 理事長が指名した理事若干名

第9条 役員を選出は、次のとおりとする。

(1) 理事長は理事の互選により選出し、評議員会の議を経て総会の承認を得る。

(2) 第8条の(2)および(3)に規定する理事および監事は評議員の中から選挙で選出し、総会の承認を得る。

(3) 第8条の(4)に規定する理事長が指名する理事は、理事会の承認を得る。この場合、その旨を直近の総会に報告する。

(4) 役員に欠員が生じた時は、理事会で新たに推薦・決定し、残任期間その任に当たるものとする。

第10条 役員は次の職務を行う。

- (1) 理事長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
- (3) 監事は、本会の事業および会計を監査する。

第11条 本会に評議員を置く。評議員は、会員の中から選挙で選出する。

第12条 評議員の任期は、3年とし、再選を妨げない。但し、引き続き6年を越えて在任することはできない。

2 評議員に欠員が生じた時は、評議員会で新たに推薦・決定し、残任期間その任に当たるものとする。

第13条 評議員は、評議員会を組織し、この会則に定める事項のほかには理事長の諮問に応じ、本会の運営に関する重要事項を審議する。

第14条 本会に学術大会会長を置く。

第15条 学術大会会長は、評議員会で会員の中から選出し、総会の承認を得る。

第16条 学術大会会長は、学術大会を主催する。

第四章 会議

第17条 本会に次の会議を置く。

- (1) 理事会
- (2) 評議員会

第18条 理事会は、理事長が理事、監事および理事長が必要と認めた者を招集して開催し、理事長が議長となる。

- 2 理事会は、毎年1回以上開催する。但し、理事の3分の1以上の請求があったときには、理事長は臨時に理事会を開催しなければならない。
- 3 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立とする。
- 4 理事会の議決は、出席した理事の過半数をもって決する。

第19条 評議員会は、理事長が評議員および理事長が必要と認めた者を招集して開催し、理事長が議長となる。

- 2 評議員会は毎年1回開催する。但し、評議員の3分の1以上の請求があったときおよび理事会が必要と認めたときには、理事長は臨時に評議員会を開催しなければならない。
- 3 評議員会は評議員の過半数の出席をもって成立とする。
- 4 評議員会の議決は、出席した評議員の過半数をもって決する。

第五章 総会

第20条 総会は理事長が招集し、学術大会会長が議長となる。

- 2 総会は、毎年1回開催する。但し会員の5分の1以上の請求があったときおよび理事会が必要と認めたときには、理事長は臨時に総会を開催しなければならない。
- 3 総会は、会員の5分の1以上の出席をもって成立とする。

第21条 総会は、この会則に定める事項のほか次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) その他理事会が必要と認めた事項

第22条 総会における議事は、出席会員の過半数をもって決し可否同数のときは議長の決するところによる。

第六章 学術大会

第23条 学術大会は、毎年1回開催する。

第24条 学術大会会長は、学術大会の企画運営を審議するため、学術大会企画委員を委嘱し、委員会を組織する。

第七章 委員会

第25条 第4条に定めた事業を推進するために委員会を置く。

第八章 会計

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

第九章 会則の変更

第27条 本会の会則を変更する場合は、理事会および評議員会の議を経て総会の承認を必要とする。

- 2 前項の承認は、第22条の規定に関わらず出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第十章 雑則

第28条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この会則は、平成8年9月15日から施行する。
- 2 この会則は、平成14年9月28日から施行する。
- 3 この会則は、平成16年9月26日から施行する。
- 4 この会則は、平成21年9月26日から施行する。
- 5 この会則は、平成23年9月24日から施行する。